

オーストリア共和国における連邦制
— 連邦国家における権限配分を中心として —
(2)

奥 正 嗣*

Federalism in the Federal Republic of Austria
— **The division of responsibilities between *Bund* and *Länder*** —
(2)

Masatsugu Oku*

Abstract

A federal state consists of smaller individual states, nine in Austria, and responsibility for legislation, administration and jurisdiction are divided between the states and the federation.

This paper examines the Federalism in the Federal Republic of Austria, chiefly the division of functions between *Bund*, the federal state, and *Länder*, the individual states,

Firstly, we see the main provisions of the Austrian Constitution (*Bundes-Verfassungsgesetz* [*B-VG*]) related to these functions, namely Articles 10-15, which show clearly the centralization of Austrian Federalism in comparison with that of Germany or Switzerland.

Secondly, we see the participation of *Länder* in the legislation or administration of *Bund*, and the co-operation of *Bund* with the legislation or administration of *Länder*.

Thirdly, we see examine the control and compulsory execution of *Bund* on *Länder*.

Lastly, we examine the relations between the constitution of *Bund* and that of *Länder*.

キーワード

連邦と州との間の権限配分、オーストリア連邦憲法10条-15条、財政憲法律、化石理論 (Versteinierungstheorie)、配慮原則 (Berücksichtigungsprinzip)、観点理論 (Gesichtspunktetheorie)、連邦と州の協力、州に対する連邦の監督、協働的連邦国家

*おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2017.6.15受理)

目次

はじめに

第1章 連邦国家における権限配分

1. 権限配分の対象と権限高権

(1) 権限配分の対象

(2) 権限高権

2. 連邦と州との間の権限配分

(1) まえがき

(2) 一般的権限配分

(以上、大阪国際大学紀要『大阪国際大学研究論叢』第30巻第3号、平成29年3月)

(3) 学校制度

(4) 財政関係

(以上、本号)

第1章 連邦国家における権限配分

2. 連邦と州との間の権限配分

(3) 学校制度

①一般的学校制度

a. 1962年の連邦憲法改正（連邦のための一般条項と州事項の列举）

農林学校を除く学校制度における権限配分は、主に連邦憲法14条で規定されている（連邦憲法14条11項参照）。その規定は、1962年7月18日の憲法律による1962年の学校制度改正（BGBl.Nr.215/1962）に遡り、2005年6月9日の憲法律による2005年改正（BGBl. I Nr.31/2005）によりさらに重大な変更を経験した⁽⁷⁹⁾。

1920年の憲法立法に際して、社会民主党とキリスト教社会党の二大政党が、学校制度の民主化（Neuordnung）に関し合意に達することができなかった。こうした理由で、まず第一に、この政治的に厄介な事項についての憲法的臨時措置（暫定的制度）が決議された（憲法経過法42条）（§ 42 Übergangsgesetz 1920 [ÜG 1920] : BGBl.Nr.368/1925）。この憲法的臨時措置（暫定的制度）は、1962年連邦憲法による学校制度改正に至るまで適用された⁽⁸⁰⁾。

連邦憲法14条において、一般的権限配分（上述の2.（2））と同様の権限類型が存在する。もっとも、その制度は逆になっている。すなわち、連邦のために一般条項が存在し（1項）、州の独自の権限に属する事項が列举されている（4項）。ここで規定されている州の権限は、特に、幼稚園および保育所制度、義務教育学校の教員に関する服務高権を含んでいる（連邦憲法14条4項（a）（b）⁽⁸¹⁾）。また、連邦憲法12条と同様に、連邦の基本的（原則についての）立法、州の施行立法および執行という類型も存する（連邦憲法14条3項⁽⁸²⁾）。連邦のための一般条項は、連邦の立法および執行事項の列举的カタログによって補完されている（5項）。憲法裁判所の判例（VfGH 30.6.1981 [VfSlg 9172/1981]）によれば、大学および中高等学校事項（Mittelschule）並びに義務教育学校（Pflichtschule）の

ためのすべての授業計画事項は、連邦に帰属する⁽⁸³⁾。連邦憲法14条2項（連邦立法、州執行）および3項（連邦基本的立法、州施行立法・執行）により州の執行権限に属する一定の事項においては、これらの条項に基づき連邦によって発布された法令の遵守を要請する権限が連邦に帰属する（連邦憲法14条8項〔農林学校については14a条6項〕、132条1項2号。さらに、連邦憲法15条8項）⁽⁸⁴⁾。

連邦憲法14条2項－5項（立法権または執行権に関する連邦と州との間の権限配分）の適用上問題となる「公の学校」とは、(i) 連邦・州・市町村・市町村組合（Gemeindeverbände）など法律上の学校主催者によって設立および維持され、(ii) 生まれ・性別・人種・身分・階級・言語・宗教などに関係なく入学できる学校のことであり（連邦憲法14条6項）、これに対して、「公でない学校」とは私立学校であり、法律の定める基準に従って、公の権利が与えられる（連邦憲法14条7項）⁽⁸⁵⁾。

国民教育制度（Volksbildungswesen）、および学校外での教育制度（außerschulisches Eiziehungswesen）の領域における権限配分は、相変わらず未解決である。ここでは、1962年7月18日の憲法律（BGBl.Nr.215/1962）による学校制度改正においても、Artikel 8の経過規定によって、オーストリア・ハンガリー二重君主制（国家連合）下の協定立法（paktierte Gesetzgebung）による権限配分が未だなお引き続き妥当しており、既存の法律の変更に関しては、協定に基づく連邦法律、州法律を必要とする。しかし、この2つの領域においては、實際上、権限配分とは結び付かない私経済行政（非高権的行政）（連邦憲法17条）の手法が用いられているので、協定法律（paktierte Gesetze）は存在しない⁽⁸⁶⁾。

b. 2005年の連邦憲法改正（「学校」の定義、「細分化された多様な学校制度」）

連邦憲法14条の権限配分は学校に関係する。連邦憲法14条の意味における「学校」は、一定の知識や能力を生徒に伝達するのみではなく、知識や能力の伝達を超える教育的な目標を、全人格性の形成という形でもって追求するところの施設をいう。憲法裁判所の判決（VfSlg 4579/1963; 4990/1965; 6407/1971）（さらに、VwGH 31.3.1989, 88/12/0213）において展開されたこの基準は、2005年改正に引き継がれ、連邦憲法14条6項によって明示的に保障された。同時に、学校の目標と任務が、次のように述べられている。すなわち、「学校の基本的価値は、民主主義・人道主義精神（ヒューマニズム）・連帯感・平和・正義・偏見のないこと・人間に対する寛容であり、それらに基づいて、学校は、すべての人に、その生まれ・社会的地位・財産に関係なく、永遠の安全と最大限の質のより一層の発展の下において、最高度の教育水準を確保する。…」（連邦憲法14条5a項）。もっとも、この条文の規範的内容については疑問があるとされている⁽⁸⁷⁾。

全人格的な教育目標を有しない知識と能力の伝達が中心になっている組織、例えば、自動車学校、航空士学校、ダンス学校、スキーなどスポーツ学校は、連邦憲法14条の意味での「学校」には当てはまらない。このような組織は、連邦憲法10条、11条、12条、15条の一般的権限配分規定（自動車、航行、営業、ダンス学校、スポーツ制度などに関する事項）に服する。それに従って、例えば、自動車学校に対する規制権限は連邦憲法10条1項9号の「自動車制度」に、スキー学校に対する規制権限は連邦憲法15条1項により州の権

限に属することとなる。これらの学校に関しては、後述するところの、連邦が一定の学校法律を決議する際に連邦憲法14条10項が要請するところの特別多数決議を必要としない⁽⁸⁸⁾。

上述の2005年改正によって、学校の基本的価値および基本的な教育政策上の目標が定められ（連邦憲法14条5a項）、学校制度の意味における学校は、連邦憲法裁判所の判決に合致するように定義され（14条6項）、「細分化された多様な学校制度（differenziertes Schulsystem）」（教育内容によって、一般教育学校と職業教育学校に区分、教育程度によって初等学校〔小学校〕（Primarschule）と中等学校〔中学校〕（Sekundarschule）に区分、中等学校〔中学校〕はさらに細分）が保障された（6a項）。法律決議に際しての国民議会の3分の2の特別多数の拘束（次のc.参照）は、授業料無償、宗教教育を含めての学校と教会との関係とともに、細分化された学校制度事項についても及ぶこととなった。連邦憲法14条におけるこれらに関する諸規定は、国家目標規定である⁽⁸⁹⁾。

c. イデオロギー抗争の場としての学校・教育制度

連邦憲法14条10項から特別性が生ずる。そこに挙げられている連邦の学校立法事項は、国民議会の構成員の少なくとも2分の1の出席の下にその投票数の3分の2の特別多数によってのみ議決される。学校制度は、社会政策的に特に扱いにくい厄介な素材であって、特別な程度において、さまざまなイデオロギーと教育政策的な概念の抗争の場である。それらに関する事項の重大性を念頭に置くなれば、この規定の意味するところが明らかとなる。それは、特別な教育政策上の“爆破力（Brisanz）”を有する事項である。それゆえに、この領域においては、関係諸勢力の幅広い合意の調達のために、特別な憲法上の安全対策（予防措置）を講じる必要がある。連邦憲法14条10項は、国民議会における連邦法律の議決に加重要件を課しているところの学校制度事項のカatalogを含んでいる（大学領域はこれに属しない）。連邦憲法の制定と同様の定足数であり、国民議会の特別多数決議の拘束によって、当該法律に対してそれに応ずるところのより幅広い議会の合意が確保されるものとされる。こうした方法で、広範囲に及ぶ教育政策上の改革は、単純多数による処理を避けている⁽⁹⁰⁾。

上述したように、2005年改正以降、この拘束は、授業料無償、宗教教育を含め学校と教会との関係事項における法律的規制について、および6a項に含まれる「細分化された多様な学校制度」保障の原則について妥当する（14条10項参照）ことに留意すべきである⁽⁹¹⁾。

d. 単純法律としての学校関係法律

連邦憲法14条10項による連邦の学校法律に対して、確かに、形式的には憲法律に対するのと同様の決議要請が妥当しているが、学校法律は単純連邦法律に留まっている。単純連邦法律は、憲法裁判所によって、単純法律として内容的に違憲性が審査され、場合によっては破棄される⁽⁹²⁾。

②農林学校制度

農林学校制度の領域における権限配分は、連邦憲法14a条によって規定される。この事項の民主化（Neuordnung）は、1975年4月28日の憲法律による1975年連邦憲法改正

(BGBl.Nr.316/1975) によって行われた。立法および執行権限に関する上述の類型を、連邦憲法14a条においても見出すことができる。農林業という事項の伝統的な土地への近さ(親近性)から、州のために一般条項が存し(1項)、連邦権限が列挙される。一般的学校制度と類似で、農林学校制度においても、一定の、教育政策的に特に扱いにくい厄介な事項は、連邦法律の議決に関して国民議会における特別多数を必要とする(8項。そこにおいて、2005年改正によって本質的に改正された連邦憲法14条10項を準用している)⁽⁹³⁾。

(4) 財政関係

① 財政権力の自主独立性と調和

現代国家における財政制度は、特別な原則、目標および制度の上に構築されており、連邦・州・市町村間の権限配分、自己決定、協働(Zusammenwirken)において、独自の展開を見せてきた⁽⁹⁴⁾。連邦制における財政権力の配分の原則によって、国レベルにおいては州相互間に、州レベルにおいては市町村相互間に、それぞれの財政力および財政需要に応じて、収入および支出の格差が生ずる。財政権力間の余りにも大きな給付(Leistung)および負担(Belastung)の差は、「富める」地域と「貧しい」地域の地域格差として、そこに住む人々の生活水準・文化水準にも影響を与え、人口の過密・過疎問題を引き起こす。それゆえに、自律的(autonom)財政権力の自主独立性(Selbständigkeit)および差異(Differenzierung)を認めながら、その調和(Harmonisierung)が図られなければならない⁽⁹⁵⁾。その調和は、財政権力の協定(審議機構、安定協定など)および政治的取り決め(財政調整協定など)による調整に委ねられる。財政領域においては、憲法・行政のその他の領域における以上に、中央の統制機能に対する関心も明らかに強く、他方、それに伴って、自律的財政権力の参加と協働の程度も高まっている⁽⁹⁶⁾。以上の前提の下、オーストリアにおける連邦国家的財政秩序を概観する。

② 跛行的3当事者システム(hinkendes Drei-Partner-System)

連邦憲法13条1項および財政憲法律1条は、「財政憲法律は、財政制度(公課制度)の領域における連邦と州の権限を定める」と規定しているが、この文言は無条件に正しいというわけではなく、財政憲法律は、連邦と州および市町村との関係の憲法的根拠を定めている。財政憲法律は、市町村も含めて、連邦・州・市町村間の法的小および財政的関係のシステムであるところの「財政調整(Finanzausgleich)」を前提にしているからである。そこにおいて、連邦(上位国家)は、国家(Staat)と同一視されるが、州は、市町村と同様に、国家(連邦)に編入されている地域団体(eingegliederte Gebietskörperschaft)として取り扱われている。一方では、州および市町村は、あたかも連邦が主人(Prinzipal)、州および市町村がその代理人(Agent)であるかのように、財政調整の枠内において連邦に依存する。他方では、市町村は、連邦および州に従属し、市町村の財政関係につき、連邦立法または州立法によって規定され(財政憲法律7条、8条)、連邦および州の監視権(Aufsichtsrecht)に服する(連邦憲法119a条)。

以上のように、オーストリアの「連邦—州—市町村」という3当事者システムは、市町村の連邦および州への、市町村および州の連邦への従属的地位によって後退しており、跛行的3当事者システムと称することができる⁽⁹⁷⁾。以下の記述においても、この点の留意

が必要である。

③一般的権限配分と財政制度における権限配分

財政制度における権限配分は、一般的権限配分（連邦憲法10条－15条、118条2項、3項）と区別される。財政制度における権限配分は、制度（-wesen）または事項（Angelegenheit）ではなく、国家的財政権力の主権とも言うべき租税（Abgabe, Steuer）、租税収入（Abgabenertrag）が基準となる。2つの権限配分システムは、お互いに完全に独立しており、憲法的に相互の侵害から保護される。それゆえに、一般的権限配分システムにおける立法権限者が、自己の事項権限から、ある租税を導入することはできないし、逆に、財政制度における権限配分システム上の立法権限者が、一般的権限配分システム上の他の立法権限者の権限に属する事項を規制する手段として、租税を利用（悪用）することも許されない⁽⁹⁸⁾。

④財政憲法律

連邦国家においては、財政関係の形成が特に重要な意義を有する。この関係は、連邦と州の力関係が決定的な役割を演ずる。財源の開発（Erschließung）と配分（Verteilung）に関して決定しうるものが、決定的優位を占める⁽⁹⁹⁾。

財政関係における連邦と州の権限配分は、連邦憲法（B-VG）外の独自の特別の憲法律、すなわち、1948年からの財政憲法律（Finanz-Verfassungsgesetz）（F-VG 1948）（BGBl. Nr.45/1948）によって規律されている（連邦憲法13条1項）。もっとも、財政憲法律は、課税権の何ら内容的な配分に関わるものではない。それは、連邦国家における課税形態（形式）の抽象的な類型化（専属的〔排他的〕課税と配分課税、後者にあつては、共同〔共通〕課税、付加〔追加〕課税、自らの課税対象について徴収される課税）（財政憲法律6条）、および、それと結び付く規制立法権限および執行権限（財政憲法律7条、8条、11条）を定める⁽¹⁰⁰⁾。ある租税をある一定の租税類型に組み入れていくことによって、この租税に対する立法権限および執行権限が確定される。なぜならば、財政憲法律は、これらの権限を個々の租税類型に従って規定しているからである⁽¹⁰¹⁾。立法権限については財政憲法律7条、8条に、執行権限については財政憲法律11条に規定がある⁽¹⁰²⁾。

財政憲法律6条は、許される課税形態を列挙している。それゆえ、課税形態の抽象的な類型化を具体化する義務を負う単純立法権者は、財政憲法律6条に含まれない課税類型を定めることが禁止される。特に、連邦立法によって、同一の課税対象について、共同連邦税（例として、自動車税〔Kraftfahrzeugsteuer〕：財政調整法9条1項）とともに専属連邦税（例として、連邦自動車税〔Bundeskraftfahrzeugsteuer〕）を徴収することは許されない。憲法裁判所の判断によれば、この種の類型結合は、財政憲法律6条に規定されておらず、憲法違反とされる（VfSlg 7995/1977）⁽¹⁰³⁾。

以上の財政憲法律6条に示される課税形態の類型化は、租税収入処分権（Verfügungskompetenz über den Abgabenertrag）（Ertragshoheit）の所在および所在の組み合わせが、その区別基準となっている。連邦は、さまざまな租税（Abgaben）から得られる収益を連邦財政法律（Bundesfinanzgesetz）の形において処理しなければならない（連邦憲法51条、51a条）。州は州憲法の規定に従って州法律または州議会議決で（連邦

憲法98条4項)、市町村は市町村議会議決で(連邦憲法117条4項)処理しなければならない⁽¹⁰⁴⁾。

財政憲法律は、連邦憲法13条を超えて、財政制度の領域における連邦と州の権限範囲を規定する。その際、3つの異なった権限を区別しうる。課税権・租税徴収権(租税高権)(Besteuerungsrecht, Abgabenerhebungscompetenz)(Abgabehoheit)の配分、租税収入処分権(収入高権)(Ertragshoheit)の配分、費用負担規制権限(Kostenregerungskompetenz)の配分である⁽¹⁰⁵⁾。

ここにいう「租税高権」とは、ある一定の租税を導入すること(Erhebung)、および既に導入されている租税を査定・徴収すること(Verwaltung)をいう(財政憲法律7条3項参照)⁽¹⁰⁶⁾。

また、「収入高権」とは、行政主体がその予算の範囲内において、租税収入使用についての法律的拘束が存在しない限り、租税収入を自由に処分しうる能力をいう。収入高権は、連邦および州にあっては、その国家性および金銭調達事象としての租税の本質から直接生ずるとされる。市町村にあっては、「独立的な財務執行」として連邦憲法上保障されている(連邦憲法116条2項)。また、収入高権は、財政憲法律においても、「収入の自由処分についての行政主体の権利」として示されている(財政憲法律6条1項)⁽¹⁰⁷⁾。収入高権は、連邦・州・市町村それぞれの専属的(排他的)租税(財政憲法律6条1項1号、3号、5号)からの自主的(selbständig)収入だけでなく、共同連邦租税(財政憲法律6条1項2号a)、共同州租税(財政憲法律6条1項4号a)からの派生的(abgeleitet)収入にも及ぶ⁽¹⁰⁸⁾。連邦国家的財政憲法の一般原理として、収入と支出関係での連邦と州の対等性(平等)(Parität)と自律性(Autonomie)を採用する学説も存するが、オーストリア財政憲法は、連邦に著しい優位を与えている⁽¹⁰⁹⁾。

さらに、「費用負担規制権限」は、“執行する者が支払う”という自己負担の原則、および、法律によってこれと異なる別段の定めをなす権限に関わる⁽¹¹⁰⁾。

以下、3つの権限配分を概観する。

⑤連邦立法による課税権・租税徴収権(租税高権)と租税収入処分権(収入高権)の連邦・州・市町村間への配分

(i) 財政調整法

財政憲法律6条が定める制度(課税形態の抽象的な類型)に所得税など具体的な課税(租税)を具体的にどのように位置づけていくか(組み入れていくか)については、連邦の単純立法事項である⁽¹¹¹⁾。国家的任務の変遷、経済的發展、それに対応する予算政策などを考慮に入れるならば、完全な憲法的決定は実施不可能で、それに代え、憲法的な枠設定および単純法律による実施が妥当な解決方法とも言える⁽¹¹²⁾。

財政憲法律を実施するための単純連邦立法として、財政調整法(Finanzausgleichsgesetz 2017)(FAG 2017)(BGBl. I Nr.116/2016)が發布されている。財政調整法は、オーストリア連邦国家における中心的な財政政策的規制手段である。財政調整法は、連邦・州・市町村間の交渉の成果であり、それゆえ「政治的協定法律(politisch paktiertes Gesetz)」と呼ばれる。財政調整法が完全に誤った前提に基礎を置

いていたり、特に州・市町村など関与主体の利益が恣意的に無視されたりした場合には、財政調整法のそれに対応する規定が憲法違反となりうる（VfSlg 9280/1981; 12505/1990; 12832/1991）。財政調整法は、連邦・州・市町村間の財政調整交渉後、期間を定めて施行される⁽¹¹³⁾。2017年から2021年までの期間については、2017年の財政調整法が通用している。

(ii) 財政調整公正の原則

連邦・州・市町村間への課税権・租税徴収権（Abgabenerhebungscompetenz）および租税収入処分権（Ertragshoheit）の配分は、単純連邦立法によって定められる（財政憲法律3条1項）。結果的に、連邦が、単純立法であるその時々々の期限付きの財政調整法の制定という方法で租税徴収権の配分に関して自由に処理するということに帰する⁽¹¹⁴⁾。このような権限配分システムは、単純連邦法律によって州権限を割り当てたり奪ったりできるので、連邦国家的観点から大いに問題である⁽¹¹⁵⁾。しかし、連邦立法者は、この配分に際して、公行政の負担および各行政主体の支払能力を考慮しなければならない（財政調整公正の原則〔Finanzausgleichsgerechtigkeit-Prinzip〕）（財政憲法律4条）⁽¹¹⁶⁾。

公行政の負担が増大すれば増大するほど、それだけ財源を確保し、税収入の増大を図る必要があり、また、共同租税の収入配分に際しても、各行政主体の支払能力の限界を超えない配慮が要請される。この「財政調整公正の原則」から、憲法裁判所は、単純立法者に対する「内容的（inhaltlich）」および「手続的（verfahrensmäßig）」制約を導き出している。

「内容的」制約は、財政調整の特別な「公正の原則（要請）」および「比例の原則（要請）」としての「平等原則（Gleichheitsgrundsatz, Paritätsgrundsatz）」から生ずる（VfSlg 9280/1981; 9520/1982; 10068/1984; 10632/1985）。課税権および租税収入権の配分は、平等原則に配慮して行われなければならない⁽¹¹⁷⁾。もっとも、この原則には、財政政策的観点からの幅広い裁量が入り込む余地がある（VfSlg 9280/1981）⁽¹¹⁸⁾。また、平等原則は、憲法裁判所が、その時代その社会の一般的価値理解に基づいてのみ解決できるところの多数の価値問題を持ち出し、憲法審査を不確実にする。さらに、任務（職務）実現の弾力性と行政主体の行政力調整に不可欠な柔軟性・融通性が、完全な憲法的決定を理論的にも不可能にする⁽¹¹⁹⁾。平等原則は、ここでは基本権としてではなく、客観的憲法原則として、行政主体は、連邦憲法137条（行政主体に対する財産法上の請求の裁判）、州にあっては、さらに連邦憲法140条（法律の違憲性の審査）によって、裁判上争うことができる。しかし、財政調整法（Finanzausgleichsgesetz〔FAG〕）は、憲法律または憲法規定ではないので、連邦憲法44条2項（憲法律または憲法規定による州の立法または執行の制限）の連邦参議院の同意は要求されない。連邦諸州の長年の要請でもある単純法律への連邦憲法44条2項の適用が望まれる⁽¹²⁰⁾。

以上のように、「財政調整公正の原則」の実体的側面である「平等原則」が有効に機能しないのであれば、連邦制における権限と財源は、連邦・州・市町村という関係行政主体の協力の下で配分されねばならないという手続準則が重要な意味を持つ⁽¹²¹⁾。そこで次に、「手続的」制約について触れる。

1948年以降中断されることなく財政調整の内容的基礎となっている行政主体間の政治的協定である「財政調整協定 (Finanzausgleichspaktum)」は政治的協定に過ぎず、憲法その他の国法に根拠を有するものではない(この点、審議機構 [Konsultationsmechanismus] と異なる)が、憲法裁判所は、各行政主体の交渉および「財政調整協定」においての合意から、合意した行政主体は、自らの負担と支払能力の公正さを自ら最も良く判断し、その同意を協定 (Paktum) の形で表明したのであるから、当該財政調整の合意規定は、財政憲法律 4 条の意味において、「公正 (sachgerecht)」であると判示した (VfSlg 12505/1990)。もし財政調整についての合意が成立しないならば、財政調整は、それによって自動的に憲法違反となるわけではないが、財政調整において考慮されるべき当事者の利益が無視または誤認されていないかどうか、その公正さ (Sachgerechtigkeit) について、憲法裁判所によって特に厳しく審査される。結果的に、「財政調整協定」の締結が、「公正」の観点からの財政調整の合憲性のしるし (Indiz) であり、交渉義務が財政調整の有効性のための明白な憲法上の根拠ではないが、少なくとも憲法的意義を得ることとなる⁽¹²²⁾。州・市町村の憲法上の権利主張としての「審議機構 (Konsultationsmechanismus)」(BGBl. I Nr.61/1998; I Nr.35/1999) が、この方向をより一層加速させている⁽¹²³⁾。

(iii) 課税権・租税徴収権 (租税高権)

a. 州の課税権・租税徴収権 (租税高権)

「租税高権」の定義については、既に④で触れた。

連邦および州は、課税権・租税徴収権につき立法権限を有する (財政憲法律 3 条)。州の場合は、連邦と比較して相対的・条件付きである。租税憲法律は、7 条ないし 10 条に、州の租税立法権限への連邦の介入を 20 種類以上にわたって規定する。これらの規定は、財政制度における州に対する連邦の監督 (監視) の必要性に基づくものであり、連邦国家の理念と矛盾する⁽¹²⁴⁾。次に、連邦の介入の一つとしての、財政憲法律 9 条が規定するところの州の租税法律に対する連邦政府の異議について概観する。

州または市町村の租税を対象にする州議会の法律議決に対しては、州議会の通常法律議決に対する連邦政府の異議手続 (改正前の連邦憲法 98 条 2 項: 2 項も含めて連邦憲法 98 条は、2012 年 6 月 5 日の連邦法律 [BGBl. I Nr.51/2012] によって、2012 年 7 月 1 日付で廃止されている) とは異なる特別の仲裁手続が規定されている (財政憲法律 9 条)。国民議会および連邦参議院それぞれ 13 人の構成員から成る常設合同委員会が、連邦政府の異議が維持できるかどうかを 6 週間以内に決定すべきものとされている。異議は維持しようという決定がなされたならば、州法律の公布は許されない。皇帝の裁可権にも相当する連邦の州租税法律に対する許可制度は、連邦立法と州立法の対等性に著しく矛盾し、連邦国家的な州の立法権と両立しない。しかし、憲法裁判所は、通常州法律に対する異議手続と州租税法律に対する異議手続は、内容的にも互いに区別しようとしていた (VfSlg 13971/1994)⁽¹²⁵⁾。しかし、仲裁手続とは言いながら、常設合同委員会は、総意に基づく法律案を作り上げる任務を有するのではなく、州立法に対する阻止機能のみを有するに過ぎない。その意味で、州の租税立法に対する連邦監督 (監視) の制度である⁽¹²⁶⁾。

州は、連邦立法者によって定められた制限および課税の残された可能性の範囲内においてのみ、財源の考案、すなわち租税開発権 (Abgagenerfindungsrecht) を有するに過ぎない。州は、財政調整法16条1項各号に挙げられている固定資産税、狩猟・漁業税など州税のほか、租税開発権を有している。財政調整法に挙げられていない租税を考案 (erfinden) することが許されるのである。ウィーン州の地下鉄税はその例とされる⁽¹²⁷⁾。

租税開発権は、財政憲法律に根拠があるわけではないが、学説および憲法裁判所判決 (VfSlg 3742/1960; 4308/1962; 5859/1968) は、連邦が租税権を行使しない限り、州に租税立法権が帰属するという財政憲法システムから、租税開発権を導き出している⁽¹²⁸⁾。さらに、財政調整法16条1項は、専属的 (排他的) 州 (または市町村) 税を列挙する。この列挙は、法文に「特に (insbesondere)」という文言が明示されているので、一般条項的に、州 (または市町村) の租税開発権を引き出すことができるのである。憲法裁判所も、専属的州 (または市町村) 税は、州立法によって任意に拡大できると結論している。学説の一部も、州の租税開発権の憲法的保障を認めている⁽¹²⁹⁾。州の租税開発権に基づく新たな租税にも、財政憲法律8条2項の財政調整法の規定が妥当し、その租税を州と市町村に配分することも、市町村に譲渡することもできる。しかし、連邦は、この新たな租税を連邦税に変えることができる。現在においては、あらゆる重要な税源は連邦によって掌握されており、連邦税に対する州の付加税 (財政憲法律6条1項2号b)、同種税 (財政憲法律6条1項2号c) にも連邦立法による厳しい制限が存する (財政憲法律8条3項)⁽¹³⁰⁾。

州予算の圧倒的部分は、共同連邦租税 (所得税、法人税、売上税 [取引税] など。財政調整法9条1項) の収益持ち分とその他連邦の財政割り当てであり、専属的 (排他的) 州税 (固定資産税、狩猟・漁業税など。財政調整法16条) など財政調整法で割り当てられたにせよ、考案したにせよ、自らの租税でその支出をカバーできるのはほんのわずかに過ぎない。租税の約95%は連邦によって徴収されたものであるとされている⁽¹³¹⁾。州から、1970年代の「州要請プログラム」において要求されていたが、この権利の憲法的保障は実現されていない⁽¹³²⁾。こうした単純法律によって課税権を決定配分しうる連邦の権限 (Kompetenz- Kompetenz) は、財政憲法の特徴的な特殊性を形作っている。それは、この連邦国家における力関係にとって非常に重要な本質的事項における決定的な優位を、連邦に与える (財政憲法の中央集権制)⁽¹³³⁾。

b. 市町村の課税権・租税徴収権 (租税高権)

市町村も、連邦憲法116条2項によって、「財政憲法の範囲内で…租税 (公課) を徴収する権利を有する」が、常に、連邦または州の法律的授権に依存し⁽¹³⁴⁾、連邦立法 (財政憲法律7条5項) および州立法 (財政憲法律8条5項) は、その権限の範囲内において、市町村に対して、市町村議会の自由な決議 (法律 [Gesetz] ではない) に基づいて (財政憲法律5条も参照)、一定の租税 (例えば、遊興税 [Lustbarkeitsabgabe, Vergnügungssteuer]) を課し、および徴収する権限を与えている (財政調整法17条)。この権限を授与する州法律は、この課税ないし租税の本質的な特徴、特に最高限度を定めなければならない (財政憲法律8条5項)。市町村は、その地域と十分な内容的関連を有する事項についてのみ課税することが許される。それゆえ、例えば、市町村によって徴収さ

れる広告税 (Ankündigungsabgabe) は、当該市町村領域内部の広告のみに課税できることになる⁽¹³⁵⁾。州立法は、州立法が市町村に一定の租税の徴収を義務づけることによって、あるいは、市町村の財政政策的観点から必要な場合、この租税を市町村のために徴収することを州政府に授権することによって、市町村に対して課税強制権を行使することができる (財政憲法律 8 条 6 項)⁽¹³⁶⁾。連邦立法的授権 (財政憲法律 7 条 5 項) が十分でないならば、州法によっても規定されねばならない⁽¹³⁷⁾。

(iv) 租税収入処分権 (収入高権)

「収入高権」の定義については、既に④で触れた。

共同連邦租税における租税収入持ち分 (配当分) (Ertragsanteil) の州と市町村への配分は、財政憲法律の定めに従って、連邦立法によって規律される (財政憲法律 6 条 1 項 2 号、財政調整法 8 条 - 13a 条)。その時々々の配分率は、種々の租税において、その地域の租税収入、人口数などさまざまな観点に左右される。

a. 垂直的財政調整

オーストリアの財政調整法 (FAG 2017) は、租税配分規定の中に、連邦・州・市町村間の垂直的財政調整 (vertikaler Finanzausgleich) と州相互間および市町村相互間の水平的財政調整 (horizontaler Finanzausgleich) を組み込んでいる。まず垂直的財政調整について述べると、所得税、法人税、売上税 (取引税)、勤労所得税 (給与所得税) (賃金税) (Lohnsteuer) が圧倒的部分を占める共同連邦租税 (財政調整法 9 条 1 項) は、その租税収入が、第 1 次財政調整により、連邦、州、ウィーン (州と市の地位を兼ねる)、市町村に、ほぼ 70 対 10 対 10 対 10 の割合で配分される (財政調整法 10 条 1 項)。1948 年に合意された第 1 次財政調整における租税配分の原則が維持されている。ここに、第 1 次財政調整における租税および租税収入の連邦主義的配分システムに対する財政中央集権主義の現れを見ることができる。

もっとも、この第 1 次財政調整における明白かつ安定した関係も、財政憲法律 (F-VG) 2 条および 3 条の憲法的授権に基づき、間接連邦行政における州の費用負担 (財政調整法 1 条)、連邦の州に対する特別費用の補償 (財政調整法 4 条)、連邦の州または市町村に対する必要性配分などの財政配分 (財政調整法 23 条、24 条、25 条、26 条)、連邦の州または市町村に対する目的補助金 (財政調整法 27 条)、州の市町村に対する税 (財政調整法 6 条) などの財政的移転 (Transfers) とそれに伴う拘束を内容とするところの第 2 次財政調整によって覆い隠され、最終的に全く不透明なものになっている⁽¹³⁸⁾。

b. 水平的財政調整

州相互間の水平的財政調整について述べると、州の収入の圧倒的部分は、所得税、法人税、売上税 (取引税) など共同連邦租税である。それゆえに、どういう配分比率で各州に配分されるのかが州の水平的財政調整にとって決定的に重要となる。その約 77% が州にその人口数に応じて平等に、残り約 23% がその地域の租税収入に応じて配分される (財政調整法 10 条 5 項 3 号)。しかし、この配分は、人口および経済の変動によって、共同連邦租税からの租税収入の不平等を増大させる。同時に、他方において、財政調整の余りにも行き過ぎた均等化は、経済的生産能力を減殺することにもつながりかねないとの批判が存す

る⁽¹³⁹⁾。

次に、市町村相互間の水平的財政調整について述べる。オーストリアにおいて、水平的財政調整につき、州相互間のみではなく市町村相互間にあっても、連邦は一定の影響力を行使し、その際、州は、連邦の代理人的地位で実施および補完機能のみを委託されるのが特徴的である⁽¹⁴⁰⁾。共同連邦租税の市町村間の配分比率は、州と同様に、約17%が市町村の人口数に応じて平等に、約24%がその地域的租税収入に応じて配分されるが、市町村については州と異なり、残り約59%が市町村の人口数に応じて段階づけされたさまざまな分配率 (abgestufter Bevölkerungsschlüssel) を人口数に乗じて算出される (財政調整法10条5項3号)。その際、この乗数は、比較的小さな市町村においては、比較的大きな市町村よりも小さい。その乗数は、人口10,000人までの市町村 $1\frac{41}{67}$ 、人口10,001人から20,000人までの市町村 $1\frac{2}{3}$ 、人口20,001人から50,000人までの市町村および50,000人までの法令都市2、人口50,000人を超える市町村およびウィーン市 $2\frac{1}{3}$ に至るまで幅がある (財政調整法10条8項)。その財政政策の正当性は、市町村の費用負担は人口数の増加と比例を超えた程度で増加するという衡量から導かれる。しかし、もはや理論的に根拠づけられるものではなく、政治的交渉の結果およびその基礎にある権力関係が忍び込んでいると指摘される⁽¹⁴¹⁾。比較的大きな市町村は、比例割合を超えて有利となる (等級に分けられた人口数による配分率)。この配分率に対して平等ないし公正の観点から何度も提起された憲法違反の非難は、憲法裁判所によって却下されている (VfSlg 9280/1981; 15938/2000)⁽¹⁴²⁾。他方、学説からは、人口数に応じた段階的分配率は、特に山岳地方の小さな自治体の生産・供給ネットワークの特別な負担を何ら考慮していないという批判が加えられている⁽¹⁴³⁾。

財政調整の観点から、連邦憲法137条に基づき憲法裁判所に「行政主体に対する財産法上の請求」の裁判が提起されうる⁽¹⁴⁴⁾。

法律上の根拠なしに私経済的根拠に基づき、他の行政主体の任務 (職務) に対し、財政的共同出資をする場合がある。例えば、州が高速自動車道の一部の建設のために財政的に分担金を提供する場合などである。「灰色の財政調整 (grauer Finanzausgleich)」と呼ばれているが、財政責任のあいまいさの問題が残る⁽¹⁴⁵⁾。

⑥ 財政憲法律における「公の租税」

課税権の配分および租税収入の配分に関する財政憲法律の配分規定は、「公の租税 (öffentliche Abgabe)」 (財政憲法律5条) に関するものである。この概念内容は、財政憲法律によってより詳細に規定されているわけではない。憲法裁判所の判決 (VfSlg 16454/2002) の基礎には、「財政憲法律における租税とは、連邦・州・市町村の財政需要を満たすための第一次的な金銭給付であって、高権的に定められ徴収されるところのものを指す」という定義づけが存在する。それゆえに、a. 手仕事による賦役など、金銭の形ではない公法上の負担や給付義務、b. 第一次的給付義務が実現されないための補償として徴収されるところの第二次的な金銭給付、c. 連邦・州・市町村に対して調達されるものではない、または間接的な形においてのみ調達されるところの法律上の職能代表 (部会) の分担金、d. 私法上の対価、などは、何ら租税ではない⁽¹⁴⁶⁾。また、租税は、一般

犠牲であって、公用収用による所有権侵害のような特別犠牲 (Sonderopfer) ではないので、補償請求は生じない。また罰金も租税ではないのは当然である⁽¹⁴⁷⁾。租税 (Abgabe) は、高権的行政の支払いのためだけでなく、私経済的行政の支払いのためにも徴収される⁽¹⁴⁸⁾。

財政憲法上の租税とその他の公法上の金銭給付との違いは、権限法的に重要である。なぜならば、財政憲法上の租税のみが財政憲法 (F-VG) に、その他の公法上の金銭給付は、連邦憲法 (B-VG) の一般的連邦国家的権限配分規定に、服するからである⁽¹⁴⁹⁾。

関税 (Zölle) も含めて租税 (Steuer)、料金 (使用料、手数料) (Gebühren)、分担金 (納付金、会費) (Beiträge) は、財政憲法律の意味での租税 (Abgabe) である。Abgabe は Steuer と同義であるが、憲法上の概念である⁽¹⁵⁰⁾。租税は、国家の一定の反対給付なしに支払われるが、料金 (使用料、手数料) と分担金 (納付金、会費) は、一定の国家的給付 (手続的行為の実施など) を動機として、ないし要求して、調達される。立法者は、租税給付を定める際には、平等原則 (Gleichheitsprinzip) など一般的公正によって制限を受けるが、比較的幅広い規制余地 (裁量) を有する。これに対し、料金 (使用料、手数料) と分担金 (納付金、会費) を定めるに際しては、いわゆる等価原則 (Äquivalenzprinzip) が妥当し、この種の租税の設定は、給付と反対給付との関係において、費用 (負担) と価値の等価の原則に合わせなければならない。それゆえ、料金 (使用料、手数料) と分担金 (納付金、会費) にあっては、徴収決定の可能性は、比較的狭く限界設定されている⁽¹⁵¹⁾。

⑦財政憲法律と連邦・州・市町村間の費用負担 (費用負担規制権限)

財政憲法律は、租税徴収権、租税収入処分権とともに、費用負担をも規定する。これに関し、財政憲法律 2 条に、連邦・州・市町村は、その任務 (職務) (高権的任務だけではなく私経済的任務も含む) の処理から生ずるところの費用を基本的に負担しなければならないことが規定されている (自己負担の原則) (“執行する者が支払う”)。学説によって、「自己負担の原則」は、連邦国家原理の一部として、憲法上の明文規定が無くとも通用するほど明白であり本質的なものと見なされ (VfSlg 935/1928; 9507/1982 も参照)、それゆえに、憲法の規定によって一般的管轄権限を有する立法権 (zuständige Gesetzgebung) (財政憲法律 2 条参照) によって別段の定めを為し、この原則を無制限に破壊することは、それだけになお一層理解しがたいものとされている⁽¹⁵²⁾。

費用負担に関しては、実務および憲法裁判所判決 (VfSlg 935/1928; 2604/1953) によれば、任務 (職務) 「執行」に関する権限が基準となる⁽¹⁵³⁾。それゆえ、連邦憲法 10 条 1 項 7 号の連邦の立法および執行権限に属する「一般的安全警察」については、連邦が警察力投入の費用を負担しなければならない。また、連邦憲法 11 条の連邦の立法権限、州の執行権限に属する「動物保護」については、州が動物保護の費用を負担しなければならない。ここにいう費用は、「人的費用 (Personalaufwand)」、「職務上の物的費用 (Amtssachaufwand)」、「目的費用 (Zweckaufwand)」を含む。例えば、学術助成法 ((Bundesgesetz über die Gewährung von Studienbeihilfen und anderen Studienförderungsmaßnahmen) [Studienförderungsgesetz 1992] : BGBl.Nr.305/1992) の執行 (連邦憲法 14 条 1 項) についていうと、連邦は、学術助成官庁の官吏・職員の利用

(人的費用)、官庁のコンピューターその他の官庁の必需品（職務上の物的費用）、配分される助成金（目的費用）を負担しなければならない⁽¹⁵⁴⁾。

財政憲法律2条が、「法律に別段の定めがない限り…」と規定しているので、財政憲法律2条に反する私法上の取り決めによって費用負担義務を定めることは法律違反であり無効である（OGH 21.12.1995, 3Ob116/95）。また、州法律によって連邦に費用を転嫁することも憲法違反である（VfSlg 19446/2011によれば、財政憲法律2条による費用負担義務を超える連邦の財政的負担は存しないとされる）⁽¹⁵⁵⁾。

連邦と州の間の協定（連邦憲法15a条）も、共同の政策ないしプロジェクトにつき財政的負担義務を含みうる。しかし、この種の協定は、国際法上の国家条約とは異なり、憲法または法律を変更する効力を有しないので、財政憲法律2条の意味での費用負担転嫁のための権限（法律の留保）（後述）とは認められない。協定は法的措置に置き換えられ具体化されねばならないが、連邦憲法137条（行政主体に対する財産法上の請求の裁判）および138a条（連邦と州の間の協定についての審査）を通じて憲法的に実施される⁽¹⁵⁶⁾。

財政憲法律2条における法律の留保（「法律に別段の定めがない限り…」）は、異なった費用負担の定め、それゆえ、大いに問題となるところの、連邦法律の定めによって連邦から州・市町村への、ないし州法律の定め（前述のVfSlg 19446/2011によれば、財政憲法律2条の規定と異なった費用負担の定めを為すことができる連邦の権限を、連邦は州に委任できる）によって州から市町村への費用負担の転嫁を可能にする。間接連邦行政における費用負担について、財政調整法が、自己負担の原則とは別段の定めをする。それによると、州は連邦の任務（職務）であるところの任務（職務）につき人的および物的費用を負担し、連邦が目的費用などその他の費用を負担する（財政調整法1条）⁽¹⁵⁷⁾（もっとも、学説によっては、この法的指針が間接連邦行政のあらゆる領域に適切かどうかは疑わしいとされている）⁽¹⁵⁸⁾。この規定は、とりわけ市町村にとって大きな意味を有している⁽¹⁵⁹⁾。

連邦財産の管理を委託された連邦大臣は、この事務の処理を、州知事および州知事に服属する州官庁に委任できる（連邦憲法104条2項1文）（連邦の間接私経済行政）。そして、その際の費用については州に負担義務がある。しかし、特別な例外的場合において、この事務の処理でかさんだ（増えた）費用をどの程度連邦が補償する（埋め合わせをする）かは、連邦法律で定められる（連邦憲法104条2項3文）⁽¹⁶⁰⁾。

以上の費用負担の転嫁は無制約ではなく、財政憲法律4条によって制限を受けている⁽¹⁶¹⁾。財政憲法律4条は、課税権および課税収入の配分、費用負担に関する連邦立法並びに州税（Umlage）の徴収に関する州立法は、公行政の負担の配分と調和して行われなければならないと、また、連邦・州・市町村の支払能力（負担能力）の限界を超えてはならないということを考慮しなければならない、と定める（負担調整原理）。憲法裁判所は、この要請を、公正の原則（連邦憲法7条）の特別な現れとして理解している（VfSlg 12505/1990; 12784/1991; 15681/1999; 16849/2003; 17603/2005）。この財政憲法的な「相応な同等の原則」および「過大要求禁止の原則」は、連邦国家における財政関係の連邦の一般的優位に対して控えめながらも抑止力を提供している⁽¹⁶²⁾。

費用負担の転嫁ではなく、費用負担の引き受け（Kostenübernahme）は、引き受け行

政主体の収入高権 (Ertragshoheit) に基づき単独でも可能である⁽¹⁶³⁾。

⑧不平等な力関係の調整

連邦・州・市町村 (市町村はオーストリア町村連合とオーストリア市連合によって代表される) の、義務として規定された「審議および共同決定」が、不平等な力関係の調整を形作ることとなった。1998年の憲法律 (BGBl. I Nr.61/1998) がその基礎を形作り、それでもって、連邦・州・市町村は、審議機構 (Konsultationsmechanismus) および安定協定 (Stabilitätspakt) についての取り決めに締結することを授權された。それに相当する1999年からの取り決め (BGBl. I Nr.35/1999) が、一般的審議機構および安定協定の枠内における連邦・州・市町村間の財政的負担の協定による配分のための基礎を提供した。それによると、連邦または州の法律および命令草案は、議会による法律発案を除き、市町村、州、連邦など他の当事者に見解表明のため、費用の標準的な見積もりなど財政的影響力を表示して伝えられなければならない (Artikel 1)。その後、連邦、州、町村連合または市連合 (オーストリアの町村連合および市連合は、市町村の利益を代表する資格を有する〔連邦憲法115条3項〕) は、審議会 (Konsultationsgremium) での交渉を要求することができる (Artikel 2)。連邦首相、副首相、財務大臣、3名の州政府代表者、市連合および町村連合のそれぞれ1名の代表者が審議会に所属する (Artikel 3)。この審議会は、費用負担について推薦を与える。連邦または州が審議会開催の交渉要求に応じない場合、さらにまた、費用負担について合意 (財政憲法律2条の原則と異なってよい) が成立しないならば、法律ないし命令を決議した機関が属する連邦、州が、原則的にその執行の費用を負担しなければならない (“命じた者が支払う”)。間接連邦行政における州知事の命令にあっては、その命令が訓令に基づいて発せられたときにおいてのみ連邦がその費用を補償しなければならない。争いがあれば、連邦憲法137条 (行政主体に対する財産法上の請求の裁判) により憲法裁判所が裁判する (Artikel 4)⁽¹⁶⁴⁾。

課税権・租税徴収権の配分に関する連邦の単純法律による規定は、その時々々に適用される財政調整法 (Finanzausgleichsgesetz) の中に見出される。そこでの最も重要な租税 (Abgaben) は、財産税 (資産税) など専属的 (排他的) 連邦税 (財政憲法律6条1項1号、財政調整法8条)、または所得税、法人税、売上税など共同 (共通) 連邦税 (財政憲法律6条1項2号、財政調整法9条-14条) であり、その結果、これらの租税に関する立法権限および執行権限が連邦に帰属している。

財政憲法律6条の多くの租税類型は歴史的意義を有するに過ぎない。特に、州の付加 (追加) 税 (財政憲法律6条1項4号b)、同種税 (財政憲法律6条1項4号c)、専属的 (排他的) 税 (財政憲法律6条1項3号、財政調整法16条) は、第一共和国時代において重要な役割を演じたが、今日ではほとんど完全に意味を失ったとされる。かくして、第一共和国時代の財政秩序の連邦主義的特徴と財政憲法律の租税類型の豊かな多様性が完全に侵害されている。實際上、共同 (共通) 連邦税における持ち分、費用負担の引き受け、補助金を巡っての争いのみが、州にとっての重要関心事となっている。真の連邦国家的財政秩序の再建が望まれる⁽¹⁶⁵⁾。

財政調整法は、たいてい4年ないし5年の期限付きの有効期間 (実施期間、適用期間)

を有する。そして、連邦・州・市町村の交渉に基づき新たに発布される（州および市町村代表との連邦の交渉義務につき、財政調整法7条）。期限を設けることは、財政政策的関係の変遷（租税収入、需要および負担構造）を考慮に入れている。2008年から2016年までは、2008年の財政調整法（FAG2008）（BGBl. I Nr.103/2007）が適用されていた⁽¹⁶⁶⁾が、2017年から2021年までは、2017年の財政調整法（FAG2017）（BGBl. I Nr.116/2016）が、基準となっている。

⑨財政配分と補助金

財政憲法律は、連邦から州・市町村への、州から市町村への財政配分を規定する（財政憲法律12条）。租税または租税収入の配分ではなく、元の（primär）収入および支出配分システムを変えるところの財政給付（Finanzleistung）または費用引き受け（Kostenübernahme）であるので第二次財政調整（sekundärer Finanzausgleich）と呼ばれる。第一次財政調整である連邦国家的租税および租税収入配分を修正することになるので、両行政主体の間に一種の緊張関係が生ずる⁽¹⁶⁷⁾。

財政配分には3種類ある。第1は、分配率配分（Schlüsselzuweisungen）である。分配率を定める際には、州および市町村の義務的任務（職務）（Pflichtaufgaben）および各自の租税負担力（Steuerkraft）によって、州および市町村の平均的な負担が考慮される（財政憲法律12条1項）。財政給付を受けた行政主体は、その予算の枠内で自由に使用できる⁽¹⁶⁸⁾。第2は、必要性配分（Bedarfszuweisungen）である。財政（予算）の均衡の維持または回復のため、法外な必要費用を支弁するため、あるいは租税収益配分または分配率配分から生ずる厳しい状況を調整するため認められている（財政憲法律12条1項）。第3は、目的補助金（Zweckzuschüsse）である。目的補助金は、財政調整法27条によって、あるいは、行政任務（職務）を規定するところの連邦法律または州法律によって定められ、行政任務（職務）の負担に対して補助金が提供される（財政憲法律12条2項）。

以上の財政配分ないし補助金は、法律によって、より詳細に規定される。必要性配分と目的補助金（分配率配分は除かれる）は、受領した州・市町村の財政（予算）均衡の確立または維持に奉仕するところの、また、補助金給付によって追求する目的と関連を有するところの条件を付けることができる。提供した連邦または州は、その機関を通じて、この条件を遵守させる権利を留保することができる（財政憲法律13条）。これらの配分ないし補助金に関する争いは、連邦憲法137条の「行政主体に対する財産法上の請求」として憲法裁判所によって裁判される⁽¹⁶⁹⁾。

⑩信用制度

州・市町村・市町村組合（Gemeindeverbände）の起債は、州法律によって規定される（財政憲法律14条）。連邦政府が、この州議会の立法決議に対して異議を申し立てるならば、財政憲法律9条に定める手続が適用される（（4）⑤（iii）a.参照）。

連邦は、州・市町村に対して、連邦財政法律（連邦憲法51条参照）または特別の連邦法律に基づいてのみ、借款を認めることができる（財政憲法律15条）⁽¹⁷⁰⁾。

（「2. 連邦と州との間の権限配分（5）非高権的行政」以下は、次号に続く）

注

- (79) Bernd-Christian Funk, S.153; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.137.
- (80) Bernd-Christian Funk, S.153; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.137; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.178; Peter Pernthaler, S.364.
- (81) Walter Berka, S.132.
- (82) Walter Berka, S.132.
- (83) Bernd-Christian Funk, S.153; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.155; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.137.
- (84) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.178.
- (85) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.179.
- (86) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.137; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.178; Peter Pernthaler, S.321, S.330, S.364.
- (87) Bernd-Christian Funk, SS.153-154; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.137; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.178-179.
- (88) Bernd-Christian Funk, SS.154-155; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.155-156; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.179.
- (89) Bernd-Christian Funk, S.153; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.137.
- (90) Bernd-Christian Funk, SS.153-154; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.156; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.137; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.178.
- (91) Bernd-Christian Funk, S.154.
- (92) Bernd-Christian Funk, S.154; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.156.
- (93) Bernd-Christian Funk, S.155; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.156; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.137; Walter Berka, S.132; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.178.
- (94) Peter Pernthaler, S.391.
- (95) Peter Pernthaler, SS.392-393.
- (96) Peter Pernthaler, SS.393-394.
- (97) Peter Pernthaler, SS.397-398.
- (98) Peter Pernthaler, S.398.
- (99) Bernd-Christian Funk, S.155; Walter Berka, S.137.
- (100) Bernd-Christian Funk, SS.155-156; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.133; Walter Berka, S.132, S.140; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.173-175.
- (101) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.173-174.
- (102) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.174-175.
- (103) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.157; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.172.
- (104) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.171, S.172.
- (105) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.171.
- (106) Peter Pernthaler, S.403.
- (107) Peter Pernthaler, S.403.
- (108) Peter Pernthaler, SS.403-404.
- (109) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.171; Peter Pernthaler, S.406.
- (110) Peter Pernthaler, S.413.
- (111) Bernd-Christian Funk, S.156; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.133, S.137; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.173; Peter Pernthaler, S.400.
- (112) Peter Pernthaler, S.399.
- (113) Walter Berka, S.137.

國際研究論叢

- (114) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.173.
- (115) Peter Pernthaler, S.401.
- (116) Peter Pernthaler, SS.400-402, SS.416-418.
- (117) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.173.
- (118) Peter Pernthaler, S.417.
- (119) Peter Pernthaler, S.417.
- (120) Peter Pernthaler, S.401.
- (121) Peter Pernthaler, S.417.
- (122) Peter Pernthaler, SS.400-402, SS.416-418.
- (123) Peter Pernthaler, S.418.
- (124) Peter Pernthaler, S.402, S.406, S.408.
- (125) Peter Pernthaler, SS.407-408.
- (126) Peter Pernthaler, SS.362-363; SS.490-492.
- (127) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.157; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.134.
- (128) Peter Pernthaler, S.402.
- (129) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.173; Peter Pernthaler, S.402.
- (130) Peter Pernthaler, S.403, S.407.
- (131) Walter Berka, S.141; Peter Pernthaler, S.426.
- (132) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.157; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, SS.134-135; Walter Berka, S.141.
- (133) Bernd-Christian Funk, S.156; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.133; Walter Berka, S.137, S.139, S.141; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.171; Peter Pernthaler, S.406.
- (134) Peter Pernthaler, S.403.
- (135) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.135; Walter Berka, S.140.
- (136) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.157-158; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.135; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.175; Peter Pernthaler, S.403.
- (137) Peter Pernthaler, S.403.
- (138) Peter Pernthaler, SS.426-428.
- (139) Peter Pernthaler, S.429.
- (140) Peter Pernthaler, S.423.
- (141) Peter Pernthaler, S.431.
- (142) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.158; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.134; Walter Berka, S.141; Peter Pernthaler, S.431.
- (143) Peter Pernthaler, S.431.
- (144) Walter Berka, S.141.
- (145) Walter Berka, S.141.
- (146) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.158-159; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, SS.132-133; Walter Berka, S.139; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.171; Peter Pernthaler, S.399.
- (147) Peter Pernthaler, S.399.
- (148) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.171.
- (149) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.159.
- (150) Peter Pernthaler, S.399.
- (151) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.159; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, SS.132-133; Walter Berka, S.139; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.171; Peter Pernthaler, S.399.
- (152) Peter Pernthaler, S.413.

- (153) Peter Pernthaler, S.415.
- (154) Walter Berka, S.138; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.176.
- (155) Theo Öhlinger, Harald Eberhard, SS.135–136; Walter Berka, S.138; Peter Pernthaler, S.406, S.414.
- (156) Pernthaler, S.406.
- (157) Walter Berka, S.138.
- (158) Pernthaler, SS.415–416.
- (159) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.176.
- (160) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.176.
- (161) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.159–160; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.135; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.175.
- (162) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.160; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.134, S.135; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.173.
- (163) Peter Pernthaler, S.406.
- (164) Bernd-Christian Funk, S.156; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.136; Walter Berka, S.138; Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.176; Peter Pernthaler, SS.418–420.
- (165) Pernthaler, S.400.
- (166) Bernd-Christian Funk, SS.156–157; Theo Öhlinger, Harald Eberhard, S.134.
- (167) Peter Pernthaler, SS.404–405.
- (168) Peter Pernthaler, S.405.
- (169) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, SS.176–177; Peter Pernthaler, S.405.
- (170) Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, S.177.

参考・引用文献

- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (2.Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・ Theo Öhlinger, Harald Eberhard, *Verfassungsrecht (10.Auflage)*, Facultas Verlags-und Buchhandels AG facultas.wuv Universitätsverlag, 2014.
- ・ Walter Berka, *Verfassungsrecht (6.Auflage)*, Verlag Österreich GmbH, 2016.
- ・ Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung GmbH, 2015.
- ・ Peter Pernthaler, *Österreichisches Bundesstaatsrecht*, Verlag Österreich GmbH, 2004.
- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte (4.Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
- ・ Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 2009.
- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- ・ Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
- ・ Ludwig K.Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- ・ <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>, *Verfassungen Österreichs*, 2017.
- ・ Bundeskanzleramt, *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich (BGBl.)*, Österreichische Staatsdruckerei.
- ・ *Amtliche Sammlung der Erkenntnisse und wichtigsten Beschlüsse des Verfassungsgerichtshofes (VfSlg)*.

国際研究論叢

- ・高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年。
- ・南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
- ・アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディングー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイプル著 中尾光延訳『オーストリアの歴史』、明石書店、2014年。
- ・エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。 など